

## 令和6年度文化芸術による賑わい創出事業業務委託 仕様書

### 1 業務名称

令和6年度文化芸術による賑わい創出事業業務委託

### 2 目的

本県が世界に誇る肥前陶磁文化について、若い方々にも興味・関心をもってもらえるよう文化・芸術（アートやデザイン）で表現するとともに、自走可能な販路開拓や情報発信の体制を構築する。

### 3 業務概要

- (1) 業務名 文化芸術による賑わい創出事業業務
- (2) 業務場所 主として佐賀県内及びその他必要なエリア
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和7年3月31日（月曜日）
- (4) 業務項目
  - ① 「わかものやきものプロジェクト」の企画・実施業務
  - ② 「わかものやきものプロジェクト」販路開拓・情報発信
  - ③ その他必要な業務

### 4 業務内容

- (1) 「わかものやきものプロジェクト」の企画・実施
  - ① 業務実施体制及びスケジュールの構築・管理
    - ・プロジェクトの内容を企画・実施することとし、合わせて必要な体制を構築すること
    - ・自走に向けて、目標となる売り上げ・収益額を提案すること
    - ・プロジェクトは地域プロデューサーと協働し、次年度以降の HIZEN5 の自走化を念頭に、自走につながる施策を行うこと。
    - ・業務の円滑な遂行のためのスケジュールを作成し、進捗管理・共有を行うこと。
  - ② 「わかものやきものプロジェクト」のターゲット層
    - 以下の年齢層・性別及びエリアをターゲットとすること
    - ・年齢層：20代～30代の女性＋さらにその上の世代
    - ・エリア：HIZEN5 の販路拡大に資するエリア（主として首都圏、福岡・佐賀圏）
  - ③ HIZEN5 アイテムややきもの文化のブランド向上に関する企画
    - ・やきもの文化のブランド向上のため、他ブランドとのコラボレーションを行うこと。
    - ・HIZEN5 アイテムを制作する新規の窯の開拓を行うこと
    - ・その他、効果的な取り組みがあれば提案すること
- (2) 「わかものやきものプロジェクト」販路開拓・情報発信
  - ・HIZEN5 アイテムが常設で手に取れる場所を新規で創出すること。
  - ・HIZEN5 販路開拓のため、BtoB をメインとした展示会等の実施、出展をすること。  
なお、展示会の出展数は2回程度とし、出展が難しい場合は別の手段を提案すること。

- ・ HIZEN5 のブランド力向上や販路開拓につながる情報発信（PR 会社の活用等）を実施すること
- ・ その他、効果的な取り組みがあれば提案すること

(3) その他必要な業務

- ① 実施報告書の作成
- ② その他、本仕様書にない事項については、その都度佐賀県と協議を行い、決定する。

5 留意事項

- (1) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (2) 資料・備品等は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用はすべて契約金額に含めるものとする。
- (3) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (4) 受託者による会場の汚損及び損負傷または第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- (5) 業務の遂行に当たり、第三者（佐賀県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- (6) 受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- (7) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。
  - ア 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し、第三者への情報提供を禁止する。
  - イ 受託業務目的以外の利用の禁止
  - ウ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
  - エ 業務従事者による個人情報保護の誓約
  - オ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (8) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出することとし、業務実績については、写真等を活用して報告を行うこと